

奈良県観光コンテンツ情報発信業務の委託について、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年5月19日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県観光コンテンツ情報発信業務

(2) 業務の目的

奈良県内の観光コンテンツを整理・発掘するとともに、旅行商品の企画・造成・販売を行う旅行会社、交通事業者並びに県内外の宿泊事業者等が活用可能な情報誌やデジタルアーカイブを制作・構築し、情報発信等を行うことで、旅行商品造成及び商談機会の創出を図る。

(3) 業務の内容

① 観光コンテンツの収集・整理等

- ・県が把握している既存コンテンツ（約200コンテンツ）の情報更新
- ・新規コンテンツの掘り起こし
- ・観光コンテンツの高付加価値化や商品性向上に向けたブラッシュアップ
- ・訴求力及び商品性を踏まえた観光コンテンツの選定

② 観光コンテンツ情報誌（冊子）の制作

- ・冊子の企画・構成、編集（特集記事の企画・編集を含む）
- ・デザイン制作
- ・各配布先への配送

③ 観光コンテンツ情報のデジタルアーカイブ構築及び発信

- ・観光コンテンツ及び観光コンテンツ情報誌の内容掲載Webページの構築
- ・Webサイト管理受託者等との協議・調整

④ 観光コンテンツの商流促進

- ・県内事業者等（着地型旅行会社）と県内宿泊事業者とのマッチングイベントの開催
- ・県内宿泊事業者の従業員向け観光コンテンツ体験会の実施
- ・商流促進にかかるフォローアップ

(4) 委託料上限額

14,943,500円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(5) 業務の仕様等

4の（2）により配布する「奈良県観光コンテンツ情報発信業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月24日（水）まで

2 参加資格

(1) 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業で参加する場合は、次の①から④のすべての要件を満たしている者であること。また、共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が次の①及び②の要件を満たすとともに、共同企業体のうち代表企業が③の要件を、代表企業を含む構

成企業のいずれかが④の要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ③ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録をしているものであること（ただし、企画提案書提出時点において登録申請中であれば可とする）。
- ④ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、国、地方公共団体又はそれらに準ずる機関（構成団体に地方公共団体が含まれる協議会、観光協会、DMO）から受注・履行した、同種業務（※）の元請実績があること。

※同種業務：観光コンテンツ、観光イベント又は観光行事にかかる情報発信又は情報収集・整理に関する業務

(2) 共同企業体の参加にかかる留意点

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 業務の履行形態に応じた共同企業体協定書【様式7】を4の(1)に示す担当課に提出すること。
- ③ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ④ 参加表明後に代表者及び構成員を変更することはできない。
- ⑤ 参加表明については、参加申込書【様式1】を使用し、共同企業体の代表企業が提出すること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の(1)に示す参加資格要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (3) 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき
- (5) 一以上の審査項目についての記載がなかったとき
- (6) プレゼンテーションに不参加のとき
- (7) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県観光局地域観光課 観光地域づくり推進係
電話番号 0742-27-8553

(2) 募集要項及び仕様書の配布

「奈良県観光コンテンツ情報発信業務委託公募型プロポーザル募集要項」（以下、「募集要項」という。）及び仕様書は、令和8年5月19日（火）から令和8年6月2日（火）午後5時までの間に、4の(1)に示す担当課またはインターネット上の「奈良県観光局地域観光課ホームページ」から入手するものとする。

(3) 参加申込書、企画提案書等の提出

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 質問の受付

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託事業者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

(1) 本件業務の提案への参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 本件業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。